

第7章 自由権・3(人身の自由)

37

A

法定手続の保障

/	/	/	/	/

4-23

日本国憲法における国民の権利に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 何人も、正当な理由がなければ、拘禁されない。
- 2 刑事事件の被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。
- 3 刑事事件の被告人が、自分で弁護人を依頼することができないときは、国でこれを付する。
- 4 何人も、実行の時に適法であった行為については、刑事上の責任を問われない。
- 5 何人も、権限を有する司法官憲が発し、かつ、理由となっている犯罪を明示する令状によらなければいかなる場合も逮捕されない。

- 1 ○ 何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければなりません（34条後段）。
- 2 ○ すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有します（37条1項）。
- 3 ○ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができます（37条3項）。
- 4 ○ 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない（39条）。遡及処罰の禁止です。39条には、遡及処罰の禁止の他に、一事不再理、二重処罰の禁止が規定されています。
- 5 × 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されません（33条）。したがって、「いかなる場合も」ではなく、「現行犯として逮捕される場合を除いては」となります。

学習のポイント

ここでは、条文を丁寧に読んでいるかが試されるところです。条文はしっかり覚えましょう。逮捕をする場合には、令状が必要であるという令状主義の原則とその例外として現行犯逮捕の場合があることは覚えておくようにしましょう。